

四日市市教委告示第8号

四日市市文化財保護措置要綱の一部を改正する要綱を次のように定めることとする。

平成27年3月17日

四日市市教育委員会教育委員長 渡 邊 悌 爾

四日市市文化財保護措置要綱の一部を改正する要綱

四日市市文化財保護措置要綱（昭和54年教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出及び通知)</p> <p>第4条 事業主又は施工者は、前条の規定による踏査の結果に基づき、事業区域内に文化財が所在することが判明若しくは察知されるときは、直ちに法第93条第1項の規定による届出又は法第94条第1項の規定による通知を教育委員会を經由して三重県教育委員会教育長に行うものとする。</p> <p>(保護措置)</p> <p>第5条 教育委員会は、三重県教育委員会教育長の指示により事業主又は施工者と協議し、次の各号のいずれかによる保護措置を決定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現状保存により難しい場合は、法第99条第1項の規定により発掘調査を実施し、三重県教育委員会教育長に速やかに報告を行うこと。</p>	<p>(届出及び通知)</p> <p>第4条 事業主又は施工者は、前条の規定による踏査の結果に基づき、事業区域内に文化財が所在することが判明若しくは察知されるときは、直ちに法第93条第1項の規定による届出<u>(第1号様式)</u>又は法第94条第1項の規定による通知<u>(第2号様式)</u>を教育委員会を經由して三重県教育委員会教育長に行うものとする。</p> <p>(保護措置)</p> <p>第5条 教育委員会は、三重県教育委員会教育長の指示により事業主又は施工者と協議し、次の各号のいずれかによる保護措置を決定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現状保存により難しい場合は、法第99条第1項の規定により発掘調査を実施し、三重県教育委員会教育長に速やかに報告<u>(第3号様式及び第4号様式)</u>を行うこと。</p>

(3) (略)

(費用の負担)

第6条 第3条に規定する踏査及び前条に規定する保護措置に要する費用の負担については、法第99条第2項の趣旨により、原因者負担を原則として教育委員会と事業主又は施工者によって協議し、定めるものとする。

(3) (略)

(費用の負担)

第6条 第3条に規定する踏査及び前条に規定する保護措置に要する費用の負担については、法第99条第3項の趣旨により、原因者負担を原則として教育委員会と事業主又は施工者によって協議し、定めるものとする。

第1号様式から第4号様式までを削る。

附 則

この附則は、平成27年3月17日から施行する。